

# 新規採用者、臨時的任用職員

## 組合員・被扶養者申告書

(記入の仕方は《記入上の注意》を参照してください)



① 組合員証番号  
012345

② 職名  
教諭

### 組合員に関する事項

氏(漢字)	名(漢字)	氏(カナ)	名(カナ)	性別	生年月日	所属異動年月日	所属所コード	共済資格取得日	共済資格喪失日
共済	一郎	キョウサイ	イチロウ	14	11101		111111	50401	

共済組合  
受付印

③ ① 新規採用 2. 転入 3. 転出 4. 退職 5. 死亡	紀陽銀行証明印 又は通帳の写	公費負担 医療	基礎年金番号 (4桁) (6桁)	No. 申告区分	記入箇所	No. 申告区分	記入箇所
紀陽支店 コード	口座番号	預金種別	紀陽支店名	① 組合員資格 取得届書	ア・イ・ウ・オ・カ・ク・ケ・ サ・シ・フ・ホ	5 被扶養者認定 申告書	ア・タ・チ・ テ〜フ
012	0123456	〇〇支店	〇〇支店	2 組合員異動 報告書	ア・イ・ウ・オ・ク・ケ・サ・シ・フ・ホ	6 被扶養者取消 申告書	ア・タ・チ・ ト〜ネ・ハ・ヒ・フ
				3 組合員証等記載 事項変更申告書	ア・フ及び次の変更箇所 イ・ウ・オ・カ・ケ・シ・ス・タ・チ	7 被扶養者継続 認定申出書	ア・タ・チ・ ト〜ハ・フ
				4 公費負担医療費制度 該当・非該当報告書	組合員 ア・ウ 被扶 養者 コ・フ テ〜フ		

※該当の区分番号を○で囲んでください

郵便番号	住民登録住所(漢字)	住民登録住所(カナ)
640-8585	和歌山市 小松原通1-1	ワカヤマシ コマツバラドオリ1-1

旧氏名	改姓年月日	年 月 日	旧住所	変更年月日	年 月 日
-----	-------	-------	-----	-------	-------

### 被扶養者に関する事項

被扶養者氏(漢字)	被扶養者名(漢字)	被扶養者氏(カナ)	被扶養者名(カナ)	性	続	生年月日	認定年月日	事	取消年月日	事	重	ひ 親と	扶養手 当受給	給与事務担	被扶養者の要件 を備え又はなく	職業	年間総収入 見込額
<b>被扶養者の認定申告も資格取得届と同時に申告できます。被扶養者認定申告書の記入例を参考にしてください。</b>																	
同居	別	住所(住民登録住所):	〒	区分	普通・特別	無											円

<b>被扶養者の認定申告も資格取得届と同時に申告できます。被扶養者認定申告書の記入例を参考にしてください。</b>																	
同居	別	住所(住民登録住所):	〒	区分	普通・特別	無											円

＜20歳以上60歳未満の配偶者について、下記の場合は記入してください＞  
認定申告する場合又は取消(理由:所得超過・離婚・死亡)申告する場合

配偶者基礎年金番号 - ※国民年金第3号被保険者資格(取得・喪失)届書 →  同時に提出します

上記のとおり申告します。(別添のとおり組合員証・被扶養者証部を返納します。)  
公立学校共済組合和歌山支部長 様 〒 641 - 1234 TEL 073-441-□□□□  
○年4月10日 住所 和歌山市小松原通1-1 (自筆で記入) 共済印  
組合員氏名 共済 一郎

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 所属所コード 111111

○年4月12日 所属所名 和歌山市立和歌山小学校 和歌山小学校校長印  
〒 640 - 5678 所在地 和歌山市 △町3丁目1-2 所属所長 校長 福利 太郎  
TEL 073 (441) 〇〇〇〇 職氏名

④ 申告理由  
共済組合員の資格を取得したため

組合員異動報告書(退職等)を提出する場合、下記に記入してください。  
①「組合員資格喪失証明書」の要否: 必要 不要  
②年金関係書類(退職届書、改定請求書等、転出届書)の提出: 同時提出 提出済  
転入届書の提出: 同時提出 提出済

## 新規採用者、臨時的任用職員

### 提出書類(添付書類)

#### ★必須書類

- ・年金加入期間等報告書
- ・人事異動通知書の写し

#### ★紀陽銀行の金融機関確認印を受けない場合

- ・紀陽銀行の普通預金通帳(表紙の裏面)またはキャッシュカードの写し

※金融機関確認印とは…本用紙に記載していただく支店名・口座番号が正確であることを、紀陽銀行が証明する印です。

### 注意事項等

- ・現住所…住民票の住所を記入してください。
- ・基礎年金番号…20歳未満の方は空欄で結構です。
- ・被扶養者がいる場合、被扶養者の認定も同時に行うことが可能です。認定を同時に行う場合、該当の箇所もご記入ください。  
(被扶養者認定の記入例もご覧ください。)
- ・過去に他共済や他支部に加入していた場合は、上記必要書類に加えて「転入届書」をご提出ください。
- ・年金受給権者(遺族は除く。)の再就職の場合は、別途書類の提出が必要です。(参照:添付書類一覧)

#### ※ 個人番号(マイナンバー)登録申請について

個人番号は、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)を用いて収集しますので原則提出する書類はありません。しかし、住所情報の不一致等で、J-LISから個人番号を収集できない場合は、所属所に通知しますので個人番号(マイナンバー)登録申請書(所定様式あり)により申請願います。